佐賀県訓令甲第4号

本 庁 現地機関

佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。 平成30年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。						
改正前	改正後					
(本庁における郵便物等の配布)	(本庁における郵便物等の配布)					
第11条 法務私学課長は、前条の規定により受領した郵便物は、次の各号により処理しなければならない。	第11条 法務私学課長は、前条の規定により受領した郵便物は、次の各号により処理しなければならない。					
(1) 略	(1) 略					
(2) 書留郵便物及び特別送達郵便物は、特殊文書配布簿(様式第3号)に必要な事項を記入して受領印を徴し、主務課に配布すること。この場合において、特別送達郵便物については、開封してその余白又は封筒に受付日付印を押し、到達時刻を記入すること。	3号)に必要な事項を記入して受領印 <u>又は署名</u> を徴し、主務課 に配布すること。この場合において、特別送達郵便物について					
2 · 3 略	2 · 3 略					
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)					
公文例式	公文例式					
第1・第2 略	第1・第2 略					
第3 令達文	第3 令達文					
1・2 略	1・2 略					
3 達	3 達					
略	略					
××平成 年 月 日	× × 平成 年 <u>(年)</u> 月 日					
略	略					

	改正後						
4 指令 略 ×平成 年 月 日付け第 号で申請(願出)(伺)の は、 (の規定により、)(願出のとおり、)(申請のとおり、) (次のとおり)(次の条件を付して) する。(しない。) ××平成 年 月 日 略							
略	R						
平成 年 月 日×	平成 年 <u>(年)</u> 月 日×						
略	略 <u>注 1 県民宛てに発信するものについては、元号の後に西暦を括弧書で併記すること。ただし、同じ年又は年度を複数回表記する場合は、1箇所目は元号の後に西暦を括弧書で併</u>						

改正前						改正後									
様式第3号(第11条関係)						記し、2箇所目以降は西暦併記を省略することができる。 2 発信年月日については、1のただし書の規定にかかわら ず、元号の後に西暦を括弧書で併記すること。 様式第3号(第11条関係)									
125	特殊文書配布簿						特殊文書配布簿								
	月	日	受領者印	あて先	差出人	摘要	取 扱者印		月	日	受領者印 又は署名	あて先	差出人	摘要	取 扱者印
	略								略						·

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。